

# 入札契約・工事管理等に関する改善と 今後の新たな取組みについて

令和 4 年 4 月

みち、ひと…未来へ。



# 令和4年4月 主な変更内容



P36：工事の不調の発生状況の更新

P44：工事の総合評価落札方式の主な改定内容の見直し

P47・P49：総合評価落札方式における評価内容・評価基準の見直し

P58：「業務管理・工事管理の手引き」の制定

# 《改善・新たな取組みに至る背景》

▶公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成・確保を主目的として、建設業法・入契法等が改正されるとともに、平成26年に品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）が改正されました。更には令和元年、働き方改革、生産性向上、災害時の緊急対応強化等の新たな課題に対応すべく、これら担い手3法が再び改正されました。

▶弊社は、品確法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制、工事の性格、地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用するため、国が定める発注関係事務の運用に関する指針（公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）を参考とし、平成28年度より、入札契約・工事管理に関する”新たな取組み”として、試行運用を行います。

▶ 現行の入札契約制度及び工事管理体制の改善についても、引続き、入札不調・精算不調の発生を可能な限り抑制すべく、これまでの取組みの活用と検証を行いながら、上記取組みと合わせて更なる見直しを行って参ります。

# 改善と今後の新たな取組み



入札契約・工事(業務)管理等に関する**改善・新たな取組み内容**は以下のとおりです。

1. 多様な入札契約制度等に関する取組み (P 5～P 34)

2. 入札不調等の改善に向けた取組み (P 35～P 58)

3. 積算基準の改善に向けた取組み (P 59～P 69)

4. 工事(業務)管理に関する改善の取組み (P 70～P 86)

5. 生産性向上等に向けた取組み (P 87～P 122)